

障害福祉課の直通番号が 一部変更になります

障害福祉課の電話番号が下表のとおり変更と なります。ファクス番号・メールアドレスの変 更はありません。

問い合わせ内容	電話番号
障害福祉サービス事業所の指定、自立支援医療機関の指定、重度心身障害者医療、各障がい者手当、福祉タクシー利用券・自動車燃料券に関すること等	967-5137
障害者手帳の取得、自立支援 医療の申請、障がい福祉サー ビス等の利用、障がい者個人 の支援に関すること等	963-9164

間障害福祉課☎963-9164、22963-9171

古い照明器具はありませんか?

一般家庭を除く、昭和52年3月以前に建てら れた建物に設置された照明器具の安定器には、 PCB(ポリ塩化ビフェニル)が使用されたものが あります。これらは、天井のほか、屋外照明 灯、共同住宅の共用部分、電気室等に使用され ています。PCBが含まれた安定器は、令和5年3 月31日 金までに専門の処理業者に処分を委託し なければなりません。古い照明器具がある場合 は、速やかにPCBが含まれているかご確認くだ さい。また、PCB使用の安定器をお持ちの方 は、市に届出書の提出が必要です。詳しくは下 記へお問い合わせください。

間廃棄物指導課☎963-9188

オレンジカフェを実施する団体 に補助金を交付

■内容:1団体につき年額2万円を限度に補助金 を交付

■対象:オレンジカフェ(認知症の方と家族の 交流の場)を実施しており、次の①~③のすべ てに該当する団体。①市内に事業所等を有し、

市内を活動範囲としている ②定款、規約、会 則等を有している ③団体として運営および会 計処理が適正に行われている

■申込み:事前に電話で連絡のうえ直接下記へ *詳しくは下記へお問い合わせいただくか市 ホームページをご覧ください

間地域包括ケア課(第二庁舎1階)☎963-9163

ボートレース事業による収益が 私たちの生活に役立っています

埼玉県都市ボートレース企業団は越谷市が加 入する企業団で、ボートレース戸田で開催する ボートレース事業の収益金を市で活用していま

■4月~6月の開催日: 1 4月1日金~4日月・ 13日(水)~18日(月)・23日(土)~27日(水)・5月3日(祝) ~8日(日) · 17日(火) ~ 22日(日) · 衢 26日(木) ~ 30日 (月)・6月2日(木)~6日(月)・9日(木)~13日(月)・**18**16日 (木)~21日(火)·**1** (1)~29日(水)

* 御は埼玉県都市ボートレース企業団主催

■場外発売日程:4月1日金~4日月・13日水~ 27日份・5月3日倪~8日□・17日火~22日□・ 24日(火)~30日(月) · 6月2日(木)~6日(月) · 9日(木)~13 日(月) · 16日(木)~29日(水)

間埼玉県都市ボートレース企業団☎048-823 -8711

合併処理浄化槽に転換する方に 補助金を交付

■対象: 市街化調整区域内の専用住宅にお住ま いで、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する 方。ただし、次の①~⑧のいずれかに該当する 方は対象外。①建築確認を伴う新築、増築時に 設置する ②すでに設置済み ③設置の届け出 の審査を受けずに設置する ④指定された期間 内に設置できない
⑤専用住宅を借りていて賃 貸人の承諾を得られない ⑥専用住宅を転売ま たは賃貸の目的で所有している ⑦設置条件を 満たさない浄化槽を設置する ⑧市税などに滞 納がある

■申込み:4月11日(月)~22日(金)に抽選申込書と

浄化槽設置届の写しを直接下記へ **間**資源循環推進課(第三庁舎4階)☎963-9181

ヘルプマーク・ヘルプカードの 配布

ヘルプマーク・ヘルプカー ドは、周囲から配慮や支援が 必要であることを示しやすく するものです。提示があった 際は、ご配慮・ご協力をお願 いします。



■配布場所:障害福祉課

■対象:障がいや疾病等のあ る方、そのほかの理由で支援

や配慮を必要とする方

ヘルプカード

ヘルプカード

❷ 越谷市

*代理の方へのお渡しも可能です

*ヘルプカードの様式は、市ホームページから 印刷できます

間障害福祉課(第三庁舎1階)☎967-5137、**四**963-9171、shogaifukushi@city.koshigaya.lg. jp

障がい者災害時支援バンダナの 配布

市では、災害時に支援を 必要とする障がいのある方 が、災害発生時に使用する ことで避難するための支援 や避難してからの支援を受 けやすくするため、障がい



者災害時支援バンダナを配布しています。災害 時には、バンダナを着用している方への支援を お願いします。

■配布場所: ▷18歳以上…障害福祉課 ▷18歳 未満…子ども福祉課(第二庁舎2階)

■配布対象:身体障害者手帳総合等級1・2級、 療育手帳A·A、精神障害者保健福祉手帳1級 で未配布の方

■費用:無料

間障害福祉課(第三庁舎1階)☎963-9164、12963-

空き家について考えてみませんか?

間建築住宅課(本庁舎6階)☎963-9205

持ち家に居住している方へ 「住まいの終活ノート」を配布しています

居住しているうちから、自身の住まいや気持ちについ て整理するとともに、もしものことが起こったときに、 家族や残された方へ自身の想いを伝えるためのノートで す。右記の二次元コードからご覧になれるほ か、建築住宅課や各地区センター、北部・南



お持ちの空き家について悩んでいる方へ 空き家等相談を行っています

■日時:毎月第2月曜日、13:30~15:30(要予約)

■場所:建築住宅課

部出張所等で配布しています。









空き家の活用には、いろいろな選択肢があります



市が行っている 空き家等対策は 市ホームページ でもご覧になれ



空き家を除却または活用しようとしている方へ

空き家等の除却および改修費用の一部を補助します

空き家等を除却もしくは利用・活用しようとする所有者等に 対し、工事費用の一部を補助します。詳しい条件や申請方法等 は建築住宅課へお問い合わせください。

■補助対象・主な条件・補助金額:下表のとおり

補助対象	対象となる空き家の主な条件	補助金額
	・特定空家等に認定され、勧告	費用の5分の4(上限
空き家等の	を受けていない	30万円。空き家が
除却工事	・昭和56年5月31日以前の旧耐震	未接道敷地にある
	基準に基づき設計・建築された	場合は上限50万円)
空き家等の 改修工事	・改修後、地域活性化等に資す	
	る施設として10年以上継続して	費用の3分の2(上限 30万円)
	活用する予定である	
	・昭和56年6月1日以後の新耐震	וו ורלסכ
	基準に基づき設計・建築された	

■申込み:4月18日 (月)から。予算が無くなりしだい終了





